

## 遺族共済年金の請求について

遺族共済年金を請求する方は、遺族共済年金決定請求書と下記「請求に必要な書類」及び「事例に該当する方のみ請求に必要な書類」において該当する書類を返信用封筒に封入し、郵送に必要な額の切手を貼付して投函してください。

### 1. 遺族共済年金を請求できる方

遺族共済年金を請求できる方（遺族）は、死亡した方と同じ（注1）、かつ収入要件（注2）を満たす配偶者、子（注3）、父母または孫（注3）です。

（注1）死亡した方と別居していた方であっても、単身赴任、就学または病気療養等の止むを得ない事情により別居していた方であって一定の要件を満たされた方は、同居していたものとして取り扱われます。

（注2）原則として、前年の年収が850万円未満、または所得が655.5万円未満であることが必要です。

（注3）次のいずれかに該当する場合に限ります。※親と同居している孫は、遺族にはなれません。

(1)18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にあり、かつ配偶者がいない。

(2)年金を受給していた方が死亡した当時、障害等級1級もしくは2級に該当する程度の障害の状態（国民年金の障害基礎年金の支給を受けることができる程度の障害の状態）にあり、かつ配偶者がいない。

### 2. 請求に必要な書類(すべての方)

	提出書類	注意事項
ア	遺族共済年金決定請求書	裏面も記入してください。
イ	市区町村長に提出した死亡診断書（死体検案書等）のコピーまたは、死亡届の記載事項証明書	お手元がない場合は、所轄の役所や法務局で「死亡届の記載事項証明書」を請求してください。
ウ	年金振込先金融機関の通帳等のコピー	<ul style="list-style-type: none"> <li>●カナ氏名、金融機関名、支店番号、口座番号が記載された部分を含む預貯金通帳またはキャッシュカード等。</li> <li>●公金受取口座での受取りを希望する場合に限り、提出を省略することができます。</li> </ul> ※公金受取口座については、項番4を参照してください。
エ	年金を請求する方の戸籍全部事項証明（謄本）または法定相続情報一覧図の写し ※いずれも原本に限ります。 （ただし、請求する方が死亡した方の配偶者または子の場合、マイナンバーを記入することで添付を省略できます。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●戸籍全部事項証明（謄本）は、死亡した方の除籍（死亡日）の記載があるものを提出してください。</li> <li>※戸籍謄本は受給権発生日以降で提出日から6カ月以内に交付されたもの</li> <li>※出生からの戸籍は必要ありません。</li> <li>●事実婚関係であった場合は、項番3の⑥を参照してください。</li> </ul>
オ	年金コードが「1450」・「1451」の国民年金・厚生年金保険年金証書のコピー	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日本年金機構へ遺族厚生年金の請求手続きを行ってから2～3か月で郵送されます。</li> <li>●年金コードが「1450」と「1451」の年金証書がある場合、「1451」の年金証書のみを提出してください。</li> </ul>
カ	年金額改定通知書または、年金振込通知書のコピー ※基礎年金番号・年金の種類・年金額の記載があるもので、遺族厚生年金を除きます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●複数の年金を受けている場合は、全ての年金のものを提出してください。</li> <li>●お手元がない場合は、年金事務所や各共済組合に再発行を依頼してください。</li> </ul>
キ	個人番号(マイナンバー)記載用紙	マイナンバーカードの両面のコピーまたはP4の「5. マイナンバーの確認書類（マイナンバーカードを取得していない場合）」の①と②1種類ずつのコピーを添付してください。

### 3. 事例に該当する方のみ請求に必要な書類

	事 例	提 出 書 類	備 考
①	年金を請求する方の住民票上の住所が、死亡した方と異なる場合	日本年金機構へ提出した「生計同一関係に関する申立書」のコピーを提出してください。 ※「生計同一関係に関する申立書」がない場合は、ご連絡ください。申立書をお送りします。	遺族共済年金請求書の請求書裏面2の①で「いいえ」と答えた方
②	年金を請求する方の年収が850万円以上であるが、おおむね5年以内に年収が850万円未満になる見込みがある場合	おおむね5年以内に年収が850万円未満になることが確認出来る書類のコピーを提出してください。	遺族共済年金請求書の請求書裏面2の②で「いいえ」と答えた方
③	年金を請求する方以外に、死亡した方に生計維持されていた子または孫がいる場合	遺族共済年金の手続きとは別に生計維持の確認や障害の状態の確認、診断書等必要書類が必要となりますので、後日ご連絡します。	遺族共済年金請求書の裏面2の③で「はい」と答えた方
④	総務省より増加恩給を受給していた場合	増加恩給証書のコピーを提出してください。 ※総務省より普通恩給が増加恩給と合せて支給されている方は、増加恩給証書のコピーの提出は不要です	遺族共済年金請求書の裏面3の②で「はい」と答えた方
⑤	死亡した方が、国鉄を退職後、国家公務員又は地方公務員になり、共済組合の年金を受給していた場合	国家公務員や地方公務員の共済組合から支給されている年金の年金証書のコピーを提出してください。 ※年金証書が見当たらない場合は、その年金の年金額改定通知書または年金支払通知書のコピーを提出してください。	遺族共済年金請求書の請求書裏面3の④で「はい」と答えた方
⑥	年金を請求する方が、死亡した方と事実婚関係であった場合	(ア) 日本年金機構へ提出した「事実婚関係及び生計同一関係に関する申立書」のコピーおよび、事実婚関係・生計同一関係証明書類を提出してください。 ※「事実婚関係及び生計同一関係に関する申立書」がない場合は、ご連絡ください。申立書をお送りします。 (イ) 死亡した方の除籍(死亡日)の記載のある戸籍全部事項証明(謄本)を提出してください。 (ウ) 年金を請求する方の世帯全員の住民票(コピー不可) (エ) 死亡した方の住民票除票(コピー不可)	
⑦	年金を請求する方が日本国籍を有しない場合	住民票(コピー不可)を提出してください。 ※住民票コードの記載されたものを提出してください。	
⑧	成年後見人が選任されている場合	「登記事項証明書」または「裁判所の審判書のコピーと確定証明書」を提出してください。また、年金の振込みは年金を請求する方の氏名で行うため、金融機関に対し読替えの手続きを行ってください。	

## 4. 公金受取口座について（年金受取口座として公金受取口座を利用する場合）

### （1）公金受取口座登録制度とは

- 公金受取口座登録制度とは、国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座として、国（デジタル庁）に任意で登録していただく制度です。
- 公金口座の登録、登録状況の確認や登録口座の変更、登録の抹消を行う場合は、マイナポータルからお手続きください。詳しくは、デジタル庁ホームページの公金受取口座に関するページをご確認ください。

### （2）年金受取口座として公金受取口座を利用する場合の注意点

- 公金受取口座の登録口座を変更しても、年金の受取口座は変更されません。
- 年金の受取口座を変更する場合には、公金受取口座の変更手続きとは別に手続きが必要となりますので、日本鉄道共済組合へご連絡ください。
- また、公金受取口座での年金受取をやめ、別の口座を年金受取口座として指定する場合も変更の手続きが必要となりますので、日本鉄道共済組合へご連絡ください。

## 5. マイナンバーの確認書類（マイナンバーカードを取得していない場合）

以下の2種類(①と②1種類ずつ)を添付してください。

### ①番号確認書類（本人のマイナンバーを確認できる書類の写し）から1種類

- ・通知カード
- ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限りです。）

### ②身元確認書類（記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類の写し）から1種類

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳
- ・在留カード等
- ・公的医療保険の被保険者証（保険者番号及び被保険者等記号・番号部分が見えない程度にマスキング(塗りつぶし)をお願いします)

## 6. その他注意事項

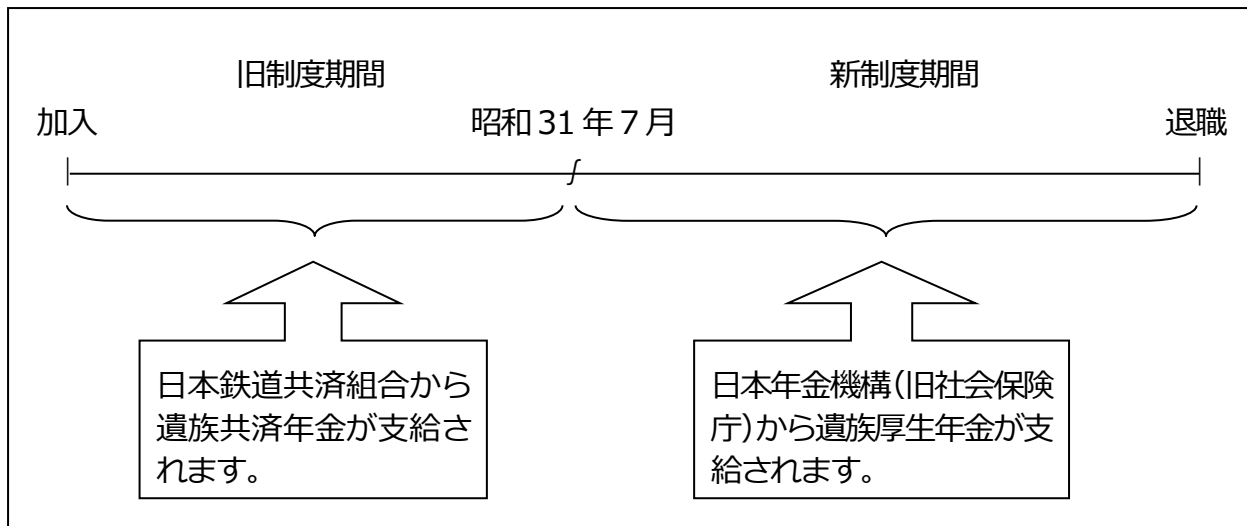
- （1）書類を提出していただいてから、遺族共済年金を決定し年金証書を送付するまで概ね1～2か月かかります。
- （2）提出していただいた書類で遺族共済年金を決定することができない場合は、追加で書類の提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。
- （3）以下に該当する場合、追加で提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。
  - お住まいの市区町村より所得情報の提供を受けることができない場合  
年金を請求する方の所得証明書または非課税証明書（コピー不可）
  - お住まいの市区町村より戸籍情報の提供を受けることができない場合  
年金を請求する方の戸籍 全部事項証明（謄本）または法定相続情報一覧図の写し（コピー不可）
  - 年金を請求する方、または死亡した方の個人番号（マイナンバー）の確認ができない場合  
マイナンバーの確認ができるもの（マイナンバーカードの両面のコピーまたは、住民票（マイナンバーの記載があるもの（コピー不可）等）
- （4）提出していただいた書類の返却をご希望の方は、返却希望の書類名を記載し、返信用封筒にあて先を記入し、郵送に必要な切手を貼って、書類と一緒に送ってください。なお、年金の手続きに使用することを目的として、条例等に基づき、市区町村役場が交付手数料を免除または減免した上で交付する戸籍等の書類については、原本を返却することはできませんのでご注意ください。
- （5）お手続きは郵送のみとなっております。来訪でのお手続きはお断りしておりますのでご注意ください。

## 【参考】

### 日本鉄道共済組合が支給する年金

日本鉄道共済組合が支給する年金は、死亡した方が旧国鉄共済組合の組合員であった期間のうち、昭和 31 年 6 月以前の期間分に限られます（下図参照）。

昭和 31 年 7 月以後の期間分の年金は、日本年金機構が遺族厚生年金として支給しますので、日本年金機構へ遺族厚生年金を請求してください。



### お問い合わせ先

遺族共済年金の請求についてご不明な点がある場合は、日本鉄道共済組合までお問い合わせください。

日本鉄道共済組合 年金係

電話番号 045-222-9512

ホームページアドレス <https://www.jrkyosai.or.jp>

(注) 電話でお問い合わせの場合には、祝祭日を除く、月曜日から金曜日の

10:00~12:00、13:10~16:00の間をお願いします。

受付開始後1時間程は電話がつながりにくいため、時間帯をずらしてお電話ください。

サービス向上のため、通話内容を録音させていただいておりますのでご了承ください。